

住宅資金借入者のお客様への対応状況 (別表2)

1. 別表中の各欄の集計は、貸付条件の変更等の申込みを受けた日を基準として、債務者単位ではなく、貸付債権ごとに行っております。
2. 別表中の各欄には、法の施行日(平成21年12月4日)から各期末までの累積件数を記載しております。
3. 「申込み」とは、貸付条件の変更等の申込みを書面または口頭にて受け付けたものをいいます。
4. 「実行」とは、貸付条件の変更等を行うことをいいます。
5. 「謝絶」とは、「実行」を拒否することをいい、貸付条件の変更等の申込みの日から3月を経過した日または貸付債権の支払期日のいずれか遅い日を過ぎてもなお「審査中」のものについては「謝絶」したものとみなして記載しております。
6. 「審査中」とは貸付条件の変更等の申込みがあったものの、「実行」「謝絶」「取下げ」に至っていない状態をいいます。
7. 「取下げ」とは、債務者の意思で申込みを撤回することをいいます。

2019年5月



株式会社 山陰合同銀行

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位:件)

	2013年 6月末	2013年 9月末	2013年 12月末	2014年 3月末	2014年 6月末	2014年 9月末	2014年 12月末	2015年 3月末	2015年 6月末	2015年 9月末	2015年 3月末	2016年 9月末	2016年 3月末	2017年 3月末	2018年 3月末	2019年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	2,096	2,145	2,184	2,234	2,284	2,321	2,360	2,397	2,420	2,443	2,487	2,531	2,587	2,676	2,753	
うち、実行に係る貸付債権の数	1,782	1,834	1,865	1,908	1,948	1,990	2,018	2,055	2,074	2,087	2,117	2,156	2,196	2,273	2,342	
うち、謝絶に係る貸付債権の数	164	164	165	169	171	173	176	179	183	185	192	196	199	210	218	
うち、審査中の貸付債権の数	15	9	15	16	22	14	19	12	9	11	9	3	11	7	4	
うち、取下げに係る貸付債権の数	135	138	139	141	143	144	147	151	154	160	169	176	181	186	189	